

令和4年第2回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和4年3月8日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和4年3月17日（木）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 (欠番)	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 田間 宏紀	教育長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建設課長 真砂 浩行
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 平生 公一	病院老健事務局長 竹郷 哲也
地域づくり推進室 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊	生活環境室長 山口 成人
地域共生室長 中西扶美代	監査委員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同書記 宮本 尚美	同書記 中村 修穂
-------------	-----------	-----------
- 8 日 程
 - 第 1. 会議録署名議員の指名

13番 小林 豊 君
1番 福田 泰生 君
 - 第 2. 議案第 6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定について（討論・採決）
 - 第 3. 議案第 7号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について（討論・採決）
 - 第 4. 議案第 8号 玉城町公共施設整備基金条例の制定について（討論・採決）
 - 第 5. 議案第 9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（討論・採決）
 - 第 6. 議案第10号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 7. 議案第11号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について（討論・採決）
 - 第 8. 議案第12号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について（討論・採

- 決)
- 第 9. 議案第 13号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について (討論・採決)
 - 第 10. 議案第 14号 玉城町消防団条例の一部改正について (討論・採決)
 - 第 11. 議案第 15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (討論・採決)
 - 第 12. 議案第 16号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止について (討論・採決)
 - 第 13. 議案第 17号 定住自立圏形成協定の変更について (討論・採決)
 - 第 14. 議案第 18号 町道の認定について (討論・採決)
 - 第 15. 議案第 19号 工事請負契約の変更について (令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線(固定系)デジタル化整備工事) (討論・採決)
 - 第 16. 議案第 20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第9号) (討論・採決)
 - 第 17. 議案第 21号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) (討論・採決)
 - 第 18. 議案第 22号 令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
 - 第 19. 議案第 23号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第3号) (討論・採決)
 - 第 20. 議案第 24号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
 - 第 21. 議案第 25号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号) (討論・採決)
 - 第 22. 議案第 26号 令和3年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (討論・採決)
 - 第 23. 議案第 27号 令和3年度玉城町病院事業会計補正予算(第2号) (討論・採決)
 - 第 24. 議案第 28号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算(第2号) (討論・採決)
 - 第 25. 議案第 29号 令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号) (討論・採決)
 - 第 26. 議案第 30号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算(第2号) (討論・採決)
 - 第 27. 議案第 31号 令和4年度玉城町一般会計予算 (討論・採決)
 - 第 28. 議案第 32号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計予算 (討論・採決)
 - 第 29. 議案第 33号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計予算 (討論・採決)
 - 第 30. 議案第 34号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算 (討論・採決)

総務産業常任委員長 山路善己君。

○総務産業常任委員長（山路 善己） 議長から総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る3月9日の本会議において本委員会に付託されました議案4件について、3月11日、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに関係職員の出席の下、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、委員会審査において質疑のありました主な事項及び審査結果をご報告いたします。

議案第6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定について、委員から、犯罪被害者という多感かつ個人的な情報をどのように収集するのか、また、その問題に対する町の役割、4月1日の窓口開設に向け、町の支援体制である専門員の配置やその他民間の支援団体への具体的な支援、誰もが安心して暮らすための犯罪予防における町の考え方等について質問がありました。

これに対して、執行部所管室長から、犯罪を防ぐということについては、取り締まりに携わる警察との連携が重要だと考えていること、窓口は税務住民課にて4月1日開設としていることなどに言及があり、また、町の役割として、職員研修等によって組織の充実を図り、被害者の要望に沿うことが大切であること、また、居住場所がなくなった場合には、公営住宅に優先入居できるよう図るなど、迅速な手続に努めたいこと、支援金については、県内市町と横並びの県支援額の2分の1給付することを規則で設定していること、民間支援団体については、現在全てにおいて把握に努め、それぞれの事案に応じた県内・町内の民間支援団体の活用、連携を進めていきたいと考えていること、町として専門員の配置はせず、メンタル的なカウンセラーについては、県のみえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、専門員の支援をいただくこととしていること、第8条の日常生活及び社会生活の支援という福祉と連携する部分については、保健師、社会福祉士等の資格を持った職員がいる地域共生室と連携を図りながら情報共有に努め、迅速に対象者の支援に当たりたいとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決定しました。

議案第7号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、委員から、県内自治体の制定状況についての質問に対し、執行部所管課長から、令和2年の国の法改正に伴い県内自治体は総じて制定済みである、本町は今回の町長選挙に合わせた提出となった、選挙公営の内容については県内自治体同等としているとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決定しました。

議案第8号 玉城町公共施設整備基金条例の制定について、委員から、第3条の2、「基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」に関連して、現在の基金運用状況について注意している点は何かとの質問に対し、執行部所管課長から、現在の基金運用状況については、有価証券はなく、短期について国債を運用した経緯もあるが、一番多いのが預金であるとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

議案第19号 工事請負契約の変更について（令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事）、委員から、個別受信機の設置台数が当初計画の4,900台から470台少ない4,430台となったが、見込み数が下回った主な要因について、また、工期を1か月延長して啓発した効果はとの質問に対し、執行部所管室長から、当初計画の4,900台の設定について、旧アナログ受信機の設置実績は4,300台で、例年、転入世帯数は年間300世帯で、それを考慮し防衛施設庁と協議をして設定した台数である、工期延長によって推進した結果、120台程度設置台数は伸びたものの、世帯分離した家庭や携帯電話などで防災情報が取得できるなどの理由から設置不要とする家庭も多く、予定数を下回ったことが要因であると考えている、今後、新規転入の世帯数も含め、一層の普及推進に努めたいとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、可決すべきものと決定しました。

以上で、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長（風口 尚） 以上で、総務産業常任委員会の委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 質疑なしと認めます。

これで総務産業常任委員会の委員長報告に対する質疑を終わります。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第6号 玉城町犯罪被害者等支援条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第7号 玉城町議会議員及び玉城町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 玉城町公共施設整備基金条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

7番 中西友子君。

○7番(中西 友子) 議案第8号 玉城町公共施設整備基金条例の制定について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

皆さんもご存知のとおり、公共施設個別計画を見ても分かると思いますが、長寿命化計画による我が町の修繕計画は立て込んでおります。ためている時間など短いこと、そして、今まで基金を名目ごとで積み立てているものの使用が極端に少ないことなどから、使われる機会が少なくなることを予想し、反対の意見とさせていただきます。

○議長(風口 尚) 次に、賛成者の発言を許します。

13番 小林豊君。

○13番(小林 豊) 議案第8号 玉城町公共施設整備基金条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

やはり公共施設の長寿命化を迎えるに当たりまして、財源を確保するためにも基金というものは非常に大切かと思えます。

また、基金を積んだからといって、それを長期運用するわけじゃなしに、必要とあれば基金を取り崩すという行為はできるわけなので、この条例を制定するのは非常に必要なことだと感じ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(風口 尚) ほかにありませんか。

(「進行」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長（風口 尚） 挙手多数であります。

したがって、議案第8号 玉城町公共施設整備基金条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「な し」と呼ぶ声あり)

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第9号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第9号 行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「進行」と呼ぶ声あり)

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第10号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第10号 玉城町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長（風口 尚） 挙手多数であります。

したがって、議案第11号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例

の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手多数であります。

したがって、議案第12号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

7番 中西友子君。

○7番(中西 友子) 議案第13号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

この一部改正には、後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しを含んでおります。後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並みの所得者以外の被保険者であって、一定所得以上である者について窓口負担を2割とする。課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上です。これは単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上で、75歳以上全員が対象と言っても過言ではありません。

年金も2年連続で引き下げられ、病院にかかるのを控える方も出てこられることは容易に想像ができることです。玉城町に住まわれる人々の社会保障の権利を守るのが行政の役割ではないでしょうか。全世代対応型という言葉、このようなことを言わなくても、元から社会保障は全世代対応型であり、壁をつくらうというのがおかしいのです。

未就学児の被保険者均等割額の減額については賛成いたします。

以上です。

○議長(風口 尚) 次に、賛成者の発言を許します。

8番 北守君。

○8番(北 守) 議長の許可をいただきましたので、議案第13号の国民健康保険条例の一部改正について、賛成の討論をいたします。

提案理由にもありましたが、上位法の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、これは上位法ですけれども、により条例が改正されたもので、反対された議員が指摘した、いわゆる後期高齢者の問題も含めて、この改正にはあると理解しております。

よって、この条例については適切な措置が取られたというふうに理解しておりますので、議員各位のご理解の下賛成されることを願い、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚） ほかにありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（風口 尚） 挙手多数であります。

したがって、議案第13号 玉城町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第14号 玉城町消防団条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第15号 玉城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第16号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計条例の廃止については原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 定住自立圏形成協定の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第17号 定住自立圏形成協定の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 町道の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第18号 町道の認定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 工事請負契約の変更について（令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第19号 工事請負契約の変更について（令和2年度 第19号 玉城町防災行政無線（固定系）デジタル化整備工事）は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第20号から日程第37 議案第41号

○議長（風口 尚） 次に、日程第16、議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）ないし日程第37、議案第41号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第1号）を一括議題にします。

ただいま一括議題となりました各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 谷口和也君。

○予算決算常任委員長（谷口 和也） 議長から、予算決算常任委員会の審査報告を求められましたので、ただいま議題となっております議案について、委員会審査の経過並びに結果をご報告いたします。

去る3月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）ないし議案第41号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第1号）の議案審査を3月11日、3月14日の2日間、第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長、関係職員の出席と議長同席の下、11名の委員により実施いたしました。

補正予算審査においては、補正の内容について、歳入歳出予算補正事項別明細書を基に慎重に審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくとし、委員会審査において質疑のありました主な事項の報告と結果をご報告いたします。

今回は令和3年度予算の最終補正で、歳入、歳出とも実績精査による補正でありました。

まず、議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）について、歳入では、固定資産税の増額の要因についての質問に対し、当初予算積算時の按分計算錯誤による精査との答弁がありました。

歳出、総務費では公共施設整備基金の運用について、また、地域おこし企業人事業負担金の実績による減額等について質疑答弁がありました。

民生費では、災害個別支援計画作成業務委託料の皆減に対する理由と今後の計画について、今年度はコロナ禍により個別訪問ができず、次年度作成に向けた土台づくりのための準備期間とのことでした。

また、住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び児童手当扶助費の減額については、給付実績による減額、広域保育負担金の増額内容については、母親の里帰り出産に伴い、大台町、南伊勢町に広域入所をされた方の負担金で、実績精査であるとの答弁でした。

防災費では、すぐメールPLSU使用料の皆減については、運用が4月以降となるための減額であるとの答弁でした。

農業費では、CSFワクチン接種補助金にかかる追加補正は、約27,000頭であった実績による補正であること、商工費では、新産業創出支援事業補助金など、主な補助金についての詳細な実績の説明を求めました。

このほか全体として、補正内容の詳細及び事業概要、繰越明許費に対する理由などについて質疑答弁がありました。

討論として、経済対策に使用する地方交付税について、また、減額施策が多過ぎることについての反対討論があり、賛成討論とし、年度末を迎えた過不足調整などが盛り込まれた大切な補正予算であること、また、実績がマイナスになったこと、交付金を基金としてためて使うことについて理解をすとの討論がありました。

採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）ないし議案第30号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和4年度各当初予算の議案審査の経過について申し上げます。

令和4年度各会計当初予算の議案審査は、各款ごとに、所管課長より補足説明及び施策の説明を求めた後、予算が住民の福祉の増進を図ることを基本とし、政策計画と合理的かつ有機的に結びついているか、また、健全財政を維持しつつ自主性及び自立性が十分に発揮される予算編成であるかを主眼におき、前年度予算とも比較し、また、今回は骨格予算である旨も念頭に置き、慎重に審査を行いました。

まず、議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算について、歳入では、各税目における滞納繰越分の収納目標について質疑があり、県負担金では、前年度より減少している地籍調査県負担金への質疑に対し、県と調整の上での金額であり、遅延している過年度分についても精いっぱい処理に努め、実績を増やしていきたいとの答弁でした。

歳出では、総務費で、令和2年度から実施している国の交付金事業である地方創生の各事業についての町としての考え方、現状と今後の計画について議論が紛糾いたしました。

民生費では、保育システム使用料の運用計画については、システム化による円滑な管理を目標としている。内容は、児童登園や午睡の時間管理、保護者へのお知らせ、園を休むときはアプリを使用しての連絡、帳簿管理のほか、データ連携で4園の情報が集約できるなどを予定しているとのことでした。

農業費では、遊休農地用タブレット購入費の使用方法の質問に対し、DX化を推進することによって、より迅速・正確に対象地を把握することができるとのことでした。

商工費では、観光情報発信・誘客促進業務委託料1,248万円の積算根拠について、ぐすくの施設管理費、観光協会誘客促進事業、農業体験ツーリズム、東京三重テラス・ア

ンテナショップへの補助金、田丸城跡ライトアップ等であるとの答弁でした。

教育費では、会計年度任用職員の共済費に対する質疑があり、また、適応教室負担金についての質疑に対し、状況説明がありました。

各款を通して、事業費積算の詳細及び事業概要についての質疑、説明が行われました。

討論として、総務費内の国の交付金を使った地方創生の4事業についての反対討論があり、賛成討論として、令和4年度の骨格予算であり、この予算の可決が必要であるとの討論がされました。

採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計予算については、一般被保険者国民健康保険料の現状と滞納繰越分の目標収納率、取組についての質問に対し、過年度分の収納率については令和3年度で29%となっており、令和4年度はそれを超える収納率を目標に見込んでいる。国保加入者数は、令和3年度で3,170人で全体の20%を上回る加入率となっている。

運用については、コロナ禍でもあり保険料を上げることはなかなかできない。基金を活用して、保険料率の軽減につなげたい。

また、療養費について、ここ近年、全国的に療養給付費、高額療養費が高めな推移の傾向が続いている。重症化されてからの診療であったり、手術を伴う診療が多くあったりなどと考えられ、増額計上につながったとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計予算については、コロナ禍である中での今後の企画案についての考えはあるかの質問に対し、アスピア玉城と共に従来の夏祭り秋祭りなどのイベントを実施していきたいとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算については、維持管理適正化計画策定業務及び維持計画策定業務計画の具体的な内容についての質問に対し、令和7年にFORMAサービスが終了となることから、中継ポンプの通報装置の更新が必要となるため、国庫補助金を活用するため、採択要件である業務の効率化、適正化等の課題を取りまとめた中長期的な維持管理適正化計画、具体的な施設の維持管理・機器更新に係る維持計画が必要となることからの予算計上であるとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号 令和4年度玉城町介護保険特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算については、質疑、

討論はなく、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第37号 令和4年度玉城町病院事業会計予算については、機器整備についてMRIシステムのほか、予定している4機器についての耐用年数と使用年数についての質問、また、機器の稼働状況についての質問に対し、具体的な数字の答弁のほか、MRIについては地域からの検査依頼もあるため、一定の稼働需要があるとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第38号 令和4年度玉城町水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第39号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算については、赤字会計であるこの事業について、町として今後の展開、考え方についての質疑に対し、方向性は現在模索中であるが、住民ニーズを考え、昨年10月から訪問介護について土曜日対応もしているが、まだ、実績は上がらない状況である、玉城病院併設というメリットを生かし、公共としてどの部分に力を入れるか、何が大事かを見極めることが大事だと思っているとの答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第40号 令和4年度玉城町下水道事業会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第1号）については、歳出、総務費について、行政デジタル化推進事業委託料については、町デジタル化推進計画に基づきペーパーレスやリモートワークなどに対応する行政のオンライン化に伴うシステム環境の更新や備品などの整備、商工費では、デジタル地域通貨推進事業委託料及び商工会新型コロナ対策事業補助金について詳細な説明を求め、コロナ禍における非接触対応を念頭にカード式とし、スマートフォンでも読み込めるものを想定している、電子マネー方式として1人1,000円、住民全員に支給する予定であり、今後の地域通貨としての活用方策も含めて、商工会と緊密に連携し十分相談しながら進めていきたいとの答弁でした。

農業費水産費では、特産品販売促進事業補助金の具体的な内容について、事業者応援の新規取組として非接触で特産品販売を可能とするため、農業者の取り組みやすさ、買物をする方の手軽さを観点におき、自動販売機設置費用の補助を計上しているとの答弁でありました。

その他多くの質疑を行なった後、討論として、町民1人当たり1,000円の電子マネーの支給及び自販機の設置についての反対討論がありました。賛成討論はなく、採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案審査の結果報告といたします。

○議長（風口 尚） 以上で、予算決算常任委員会の委員長報告は終わりました。
お諮りします。

予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会の委員長報告に対する質疑は省略することに決定しました。

これから議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）の討論を行います。

討論はありませんか。

7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

今回の地方交付税1億4,973万6,000円は、経済対策に使うべきとして交付されたものです。

しかし、基金積立てに3分の1を使い、住民のために使っておりません。ため込むのではなく、住民のために使うべきです。

以上です。

○議長（風口 尚） 次に、賛成の発言を許します。

5番 前川さおり君。

○5番（前川 さおり） 議長に発言の許可をいただきましたので、議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算は、繰越明許費など、町民の皆様の暮らしの根幹を支える継続事業などの予算が計上されております。新年度に対する継続事業となる予算も重ねて盛り込まれており、本年度完了すべき予算でも、増額しなければ完了が難しいといった事態も想定されております。

内容を簡潔に申し上げますと、臨時経済対策、国の補正予算に基づく事業を円滑に実施するための経費、また、将来の地方債元金利子分を基金に積み立てる経費などが基準財政需要額に算定され、追加交付を受けたものでございます。

また、この補正予算において、臨時財政対策債の減額、圧縮、町債管理基金からの今年度分繰入金の皆減及び基金への積立てを予算化されておりますが、適正に処理をされておると考えます。

この補正予算は令和4年度玉城町一般会計予算につながる重要な予算でもあり、町民

の生活に直結する予算であると考えられます。

よって、さきに述べた理由により、この議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）の賛成討論とさせていただきます。

議員各位のご理解を賜り、良識あるご判断をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（風口 尚） ほかにありませんか。
（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（風口 尚） 挙手多数であります。

したがって、議案第20号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第9号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第21号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第22号 令和3年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第23号 令和3年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「な し」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第24号 令和3年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第25号 令和3年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第26号 令和3年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和3年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第27号 令和3年度玉城町病院事業会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第28号 令和3年度玉城町水道事業会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第29号 令和3年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略します。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第30号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

討論、採決の途中でございますが、ここで10分間の休憩をしたいと思います。

（午前9時56分 休憩）

（午前10時06分 再開）

○議長（風口 尚） 再開します。

休憩前に引き続き、討論、採決を行います。

次に、議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

11番 奥川直人君。

○11番（奥川 直人） それでは、議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算について、

反対討論をいたします。

まず一言、一般会計全般を反対するものではなく、総務費の地方創生事業費の委託料4件の事業並びに事業継続に反対をするものです。

令和2年から始めた3事業、1つは、就労・社会参加促進に向けたコミュニティ推進業務委託料、3年間で6,000万円。2つ目が、農産物の6次産業化推進及び地域商社設立支援業務委託料、3年間で6,000万円。3つ目が、関係人口創出・活用支援事業業務委託料、3年間で6,900万円。それと、令和3年から始めた1つの事業、業務委託料3年間で5,900万円。これら4件の事業委託料、3年間で総額は何と2億4,800万円であります。うち、町負担額は1億2,400万円であります。

これら事業への反対理由は4つあります。

1つは、恐らく3事業の成果、結果は出ないと判断いたします。それは、これら事業の目指す姿がいまだ見いだせていないこと。そしてこの4月より最終年度を迎え、スタートしてから2年たった今日の答弁においても、まだやってみないと分からないということであります。物事を進める上において、今、事業がどこまで来ているのか、どこにいるのか分からない状態では恐らく結果は出せないものと、このように判断をいたします。

次、2つ目、手を汚さず、人もかけずに、成果は出ないと判断をいたします。総額2億4,800万円のほとんどがコンサルタント会社へのほぼ丸投げの委託であります。名古屋へ1社、東京へ3社であり、役場の担当職員はほぼ1名のみ、この推進体制では到底物理的に成功へ導けないと、このように判断をいたしております。また、東京や名古屋の都市圏の会社、この委託は国の示す地方創生、いわゆる国は地方の地域産業、雇用、消費、経済強化、これを狙った国の示す地方創生であります。玉城町の行政の地方創生の考え方に疑問を持たざるを得ません。これが2つ目です。

次に3つ目、玉城町民のニーズをしっかりと捉えた事業ではないと判断をいたします。事業を始める前の住民や地域における課題分析が不十分である。この状態では到底結果に結びつかないと言えます。

次、4つ目、事業完了後の姿も全く見えず、先々どうなるのか非常に不安を感じる事業であります。事業が3年し、終了後、事業を継続するのもしないのか。この事業で幾らかかるのか、幾らかけるのかなど、いまだに判断基準がなく、全く先が見えていない。

以上が反対の理由であります。私は唐突に反対するものではありません。ご理解をいただきたいと思えます。

この事業の予算承認は、一昨年、令和2年4月、町長が一刻も早く始めたいということで専決処分された事案であり、2か月後の6月定例会で、専決処分の承認を求めることについてということで議会承認されたものです。その際、私はこの議案審議の最後に町長、副町長にこう申し上げました。「多額の金額をかける事業です。有効な結果に結びつくようにぜひ支援をいただきたい」と、あえて申し上げた上で承認させていただき

ました。

そして、これまでも議員の責務として、日常の聞き取り調査をはじめ、一般質問での事業の進捗状況、課題等、行政側の答弁に対し十分検証してきた結果の判断であります。さらに、この案に対して監査委員さんも監査意見書に、この事業に対し深甚たる憂慮に堪えない、いわゆる強い危機感を持ち、心配をしているとも記載されているわけであり

ます。
議員各位におかれましても、これらの実態や課題は十分ご承知のはずであります。私たち議員、玉城町のため、町民のための代表者として、是々非々、よい悪いでしっかり判断をしていくようお願いしたいと思います。

行政の皆さんに、当議案が否決された場合、この4つの事業に対しまだ時間はあります。総力を挙げ再検討をお願いしたいと、このように思います。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚） 次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

1番 福田泰生君。

○1番（福田 泰生） 議長の許可をいただきましたので、議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算は、予算決算常任委員会の報告にもありましたが、骨格予算として編成されております。新規の事業については、町長選挙後の6月の議会に新しく事業用の予算が示されるので、当初予算は当面の予算として受け止めております。

全体的に見ますと、通常予算、通常必要とされる経常経費はもとより、地方行政を支えていく必要最低限の予算が計上されております。

歳入面では、継続事業に関わる国・県の補助金、そして、交付金の計上と財政調整基金等の取崩しを大幅に抑え、臨時財政特例債の発行も極力抑えた予算編成となっております。

歳出面を見ましても、職員の人件費、そして、福祉関係の扶助費等の福祉事業の予算が中心となっております。外城田川の河川改修や農業、観光施策等の予算においても、新町長が誕生するまでの最小限の予算となっております。

以上のことにより、議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算について適正な結果と思いますので、議員各位のご理解を賜りまして判断をお願いいたします。

これで賛成討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚） ほかにありませんか。

7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

予算委員会でも取り上げられました今までの3年間計画などを含める流れを見ると、

計画はスケジュールどおりに進められています。

では、何が問題なのか。全体としてのかみ合わない部分が発生してきたことによります。一例ですが、生活はよくなりましたか、子供目線の充実ありますか、委託の出し過ぎではありませんか、ほかの計画との兼ね合いはどうですか、町の目指す先はどこにあるのですかなど、見直すべきところが出てきたためです。それを見直さない限り賛成することはできません。

以上です。

○議長（風口 尚） ほかに賛成者の発言はありませんか。

8番 北守君。

○8番（北 守） 議長の許可をいただきましたので、議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回は、町長選挙を前に骨格予算として編成されたものであります。歳入歳出を60億2,500万円としたもので、今回は職員等の人件費や緊急性の高い予算、継続事業を中心とした骨格予算となっております。

そういうふうな意味から、継続予算として、今前段の議員さんもおっしゃってみえたんですけども、これを否決ということになれば、人件費は払えない、役場が止まってしまうと、こういうことになりますので、一番最初の反対討論をされた方は、そういう立場ではなかったんですけども、そういうふうなことでおっしゃってみえたこともありまして、今回は骨格予算だと、こういうことで、その部分だけをやはり削除するんですしたら、動議を提出していただくのが筋ではないかと、これが議会のルールだと私は思います。議員のこれは一つの議会の手法でありますので、今回の予算は骨格予算として町民及び町の継続、緊急な仕事がもう全部ストップしてしまうという事態に成りかねませんので、これは賛成という立場でこの当初予算については討論させていただきます。

議員各位のご理解を賜り、ぜひ賛成のほうをよろしく申し上げます。

○議長（風口 尚） ほかにありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手多数であります。

したがって、議案第31号 令和4年度玉城町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「進行」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手多数であります。

したがって、議案第32号 令和4年度玉城町国民健康保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第33号 令和4年度玉城町山村振興事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第34号 令和4年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和4年度玉城町介護保険特別会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第35号 令和4年度玉城町介護保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手多数であります。

したがって、議案第36号 令和4年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和4年度玉城町病院事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第37号 令和4年度玉城町病院事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和4年度玉城町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略します。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第38号 令和4年度玉城町水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第39号 令和4年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和4年度玉城町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第40号 令和4年度玉城町下水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第1号)の討論を行います。討論はありませんか。

7番 中西友子君。

○7番(中西 友子) 議案第41号 令和4年度玉城町一般会計補正予算(第1号)に対し、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

経済対策について重きを置いていることは理解いたしますが、住民に対するケア部分

が薄過ぎます。1人1,000円ではなく、1万円と考えてもかかる費用は1億7,000万円です。経済活動向上をと望むなら、それくらいは必要でしょう。

また、配布が夏頃ということで、遅過ぎます。

以上です。

○議長（風口 尚） 次に、賛成者の発言を許します。

ありませんか。

8番 北守君。

○8番（北 守） 議案第41号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第1号）の賛成討論をさせていただきます。

今回の予算は歳入歳出を1億200万円追加し、予算額を61億2,700万にしたもので、国からの新型コロナ対策の費用として、地方創生臨時交付金1億200万円を交付されたものを活用し、思いやりある感染防止対策、笑顔あふれる地域経済の対策、優しさあふれる未来への対策を掲げ、それからまた電子カードの発行、今おっしゃってみたいんですけども、多岐にわたり事業用のそういう予算が計上されております。新型コロナによる地域の活性化や生活応援のための予算であると思っております。

今述べたような理由により、この議案第41号、一般会計補正予算（第1号）について議員各位のご理解を賜り、ぜひ賛成していただくようお願い申し上げます、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（風口 尚） ほかにありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多 数 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手多数であります。

したがって、議案第41号 令和4年度玉城町一般会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

（追加日程を配付する）

（午前10時34分 再開）

○議長（風口 尚） 再開します。

ただいま議案第42号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてないし発議第2号 閉会中の継続審査の申し出についてが提出されました。

この際、議案第42号ないし発議第2号を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 異議なしと認め、議案第42号ないし発議第2号を追加日程第1ないし追加日程第4とし、議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第42号

○議長(風口 尚) それでは、追加日程第1、議案第42号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第42号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、令和3年11月に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、看護、介護、保育、幼児教育など、現場で働く方々の収入の引上げなどが掲げられたことを踏まえ、当町の会計年度任用職員の処遇を改善するため、改正を行うものであります。

第2条第4項中「次条」の次に「及び第3条」を加え、2条の次に、報酬の調整ができるように第2条の2を追加するものです。

附則において、この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用するとしています。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 異議なしと認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。発言を許します。

ありませんか。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

○議長(風口 尚) 挙手全員であります。

したがって、議案第42号 玉城町会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第43号

○議長(風口 尚) 次に、追加日程第2、議案第43号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第10号)を議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 議案第43号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第10号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は繰越明許費の追加でございます。国の追加補正予算において追加交付があり、議案第20号を3月補正に計上しておりましたが、国より、仕様書などの決定が遅れていることから、次年度へ繰り越し、対応をするよう連絡があったため、急遽2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳経費において310万円の補正をお願いするものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております本議案についても、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) ご異議なしと認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。発言を許します。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「省略」と呼ぶ声あり)

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、議案第43号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 発議第1号

○議長（風口 尚） 次に、追加日程第3、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議についてを議題とします。

提出者の北守議員より趣旨説明を求めます。

8番 北守君。

○8番（北 守） ただいま議長から趣旨説明を求められましたので、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議について。

ウクライナの各地でロシア軍によるウクライナ軍事侵攻が続き、多くの死傷者、大勢の市民が国外へ退避しています。ウクライナから即時撤退を求めるため、声を上げることが一番大事だと考え、決議を提出いたします。

朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議。

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻を行った。このことは、国際社会の平和と秩序、安全を著しく脅かすものであり、断じて容認することができない暴挙である。

また、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ現地在留邦人も、緊迫した状況の中で厳しい状況に置かれており、我が国にとっても決して無関係ではない。このような力による一方的な現状変更への試みは、国際連合憲章をはじめとする国際法に明白に違反する行為であり、国際秩序の根幹を揺るがすものであって、強く非難されるべきものである。また、非戦闘員である民間人に多くの被害が出ていることも痛恨の極みである。

よって、ロシアによる侵攻の犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、ロシア政府に対し、ウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議し、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意ある対応を強く求めるものである。

また、政府において、現地在留邦人の安全確保に努め、我が国への影響を最小限にとどめるための対策に万全を尽くすとともに、国際社会と緊密に連携し、即時無条件でのロシア軍の完全撤退の実現に向けて毅然たる態度でロシア政府に臨み、制裁措置の徹底及び強化を図ることを求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月17日、玉城町議会。

議員各位におかれましても、賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（風口 尚） 趣旨説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本議案についても、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） ご異議なしと認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「省略」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 討論はありませんので省略いたします。

これから発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（風口 尚） 挙手全員であります。

したがって、発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に厳重に抗議する決議については原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 発議第2号

○議長（風口 尚） 次に、追加日程第4、発議第2号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会の委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) ご異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(風口 尚) これで、令和4年 第2回玉城町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たり、町長、挨拶をお願いいたします。

町長 辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 閉会に当たりましてお礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案の全ての議案について承認を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。また、議員の皆さんにおかれましては、今日まで玉城町の持続発展のために、町政推進のために大変なお力添えを賜りましたことを心からお礼を申し上げる次第でございます。

ご承知のように町の現状は、平成27年から自然減によるところの毎年70人ほどの人口減少の傾向にございます。

しかし、そんな中にありましても、玉城町を選択して玉城町に転入いただく、そして玉城町で新築していただく。毎年約70軒ほどの新築がございます。そして、転入なさった近隣市町の方々からは、玉城町へ来てよかったと、子育てや福祉や教育や、そういう施策が行き届いておると、こういう評価も直接お聞きすることがございます。このよさをこれからも続けていく必要があるというふうに思っております。

しかし、未曾有と言ってもいいこのコロナ対策、これをこれからも継続して行っていくことと併せて、町が抱えておりますところの少子化、あるいは高齢化、あるいは空き家等々の課題を解決していく。これをより早く、そしてコロナ対策から、町の人々が少しでも早いうちに安心して、町が掲げていますところの元気に暮らせる玉城町を取り戻していく。これが喫緊の課題でございます。

どうぞ議員の皆さん方におかれましても、引き続き玉城町の発展のためにご尽力、お力添えを賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶とさせていただきます。

○議長(風口 尚) 閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る8日から開会いたしまして本日まで10日間、令和4年度の予算をはじめ重要案件について熱心なご審議を賜りました。ただいま閉会の運びになりましたことを厚く御礼申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、令和4年度の予算をはじめ成立を見ました各議案の執行につきましましては適正な運用をお願いし、町政発展のために一層の努力をお願い

する次第でございます。

世界を見ますと大変厳しい局面を迎えておる。そんな状況でございますけれども、早い終結に向かいますことをお願いいたしまして、閉会の挨拶と代えさせていただきます。ご苦労さまでした。

(午前10時50分 閉会)